

# 建築物・土地の所有者、管理者の方へ

## 建築物の適正な管理

### 支障木の伐採をお願いします

#### ○建築物の外壁等の適正管理について

建築物の所有者・管理者は、法令の定めにより、その建築物の構造及び建築設備を常時適正に維持管理し、安全性を確保する責任があります。

**倒壊、外壁材等の落下により隣家等の建物損害や死亡事故等の人身損害を発生させた場合、建築物の所有者等が損害賠償責任を問われる場合があります。**

建築物の適正な維持管理は、常時だけでなく地震や火災、強風等の非常時・災害時の事故及び被害の拡大防止、さらには建築物を長持ちさせることにもつながります。外壁や屋根、看板等の落下事故を未然に防ぐため、定期的に点検を行い、劣化・損傷があれば早めに補修・改修を行うなど、建築物の適正な維持管理をお願いします。

#### 建築物が適切に管理されているかチェックしましょう！

- 外 壁…亀裂や膨らみ、ひび割れ、浮き、タイルのはがれ等の劣化・損傷はないか
- 屋 根…屋根仕上げ材の不具合や雨漏りの原因となる劣化は発生していないか
- 看 板…さびや劣化などにより破損していないか
- 窓 ガラス…ガラスの枠が緩んでいないか
- ブロック塀…塀に傾きやひび割れがないか、塀は高すぎないか など



#### ○道路上に張り出している樹木等(支障木)の適正管理について

道路に樹木や生垣が張り出したり、覆いかぶさったりすることで、歩行者や車両の通行に支障をきたすほか、道路標識やカーブミラー等が見えにくくなり、交通事故の原因となります。

**私有地に生えている樹木等は土地所有者の管理物であり、道路に隣接する私有地から張り出した庭木や生垣、山林や空き地の草木が原因(倒木、枝の落下、落雪等)でケガや物品の損傷を招く事故が発生した場合、土地所有者が損害賠償責任を問われる場合があります。**

通行者の安全と事故防止のために、所有地の状況を確認のうえ、私有地にある樹木等が道路上に張り出さないよう伐採・剪定を行い、適正な維持管理をお願いします。

※私有地から道路上へ張り出している樹木に関しては、土地所有者の方に所有権があるため、町で伐採や剪定、除草ができません。ただし、倒木や樹木の枝の張り出しにより通行に支障がある場合は、道路管理者が予告なく伐採・撤去することがあります。



# 空き家の所有者、管理者の方へ 空き家の適正な管理をお願いします

## 管理

空き家の所有者や管理者は、周辺に悪影響を及ぼさないよう空き家を適切に管理する責任があります。万が一、建物の倒壊や屋根等の落下により、近隣の建物や通行人に被害を与えた場合、所有者等は損害賠償責任を問われる場合があります。

### 空き家の定期的な点検を！

安全と事故防止、建物の老朽化や近隣への迷惑を防ぐため、異常がないか定期的に点検しましょう。

- |   |  |
|---|--|
| <p>①屋 根</p> <p><input type="checkbox"/> 屋根材の異常(ズレ、割れ、剥がれ)</p> <p>②軒 天</p> <p><input type="checkbox"/> 軒天上の異常(シミ、剥がれ、浮き)</p> <p>③雨どい</p> <p><input type="checkbox"/> 水漏れ、割れ</p> <p>④外 壁</p> <p><input type="checkbox"/> 外壁材の異常(穴、剥がれ、浮き、ひび)</p> <p>⑤土台、基礎</p> <p><input type="checkbox"/> 基礎、土台の異常(ひび、割れ、腐朽)</p> <p>⑥バルコニー、ベランダ</p> <p><input type="checkbox"/> 床材・手すりの異常(腐朽、たわみ、サビ)</p> | <p>⑦窓、ドア</p> <p><input type="checkbox"/> ガラスの割れ、ひび</p> <p><input type="checkbox"/> 開閉の不具合、落書き</p> <p>⑧家のなか</p> <p><input type="checkbox"/> 柱や床の傾き</p> <p><input type="checkbox"/> 白アリの発生</p> <p><input type="checkbox"/> 雨漏り、カビの発生</p> <p>⑨家のまわり</p> <p><input type="checkbox"/> ブロック塀の異常(傾き、ひび、割れ)</p> <p><input type="checkbox"/> 雑草、樹木の繁茂</p> <p><input type="checkbox"/> 害虫等の発生(ハエ、ゴキブリ、ネズミ)</p> <p><input type="checkbox"/> ゴミなどの不法投棄</p> |
|---|--|

お問い合わせ 建設水道課 TEL 0247-36-1184

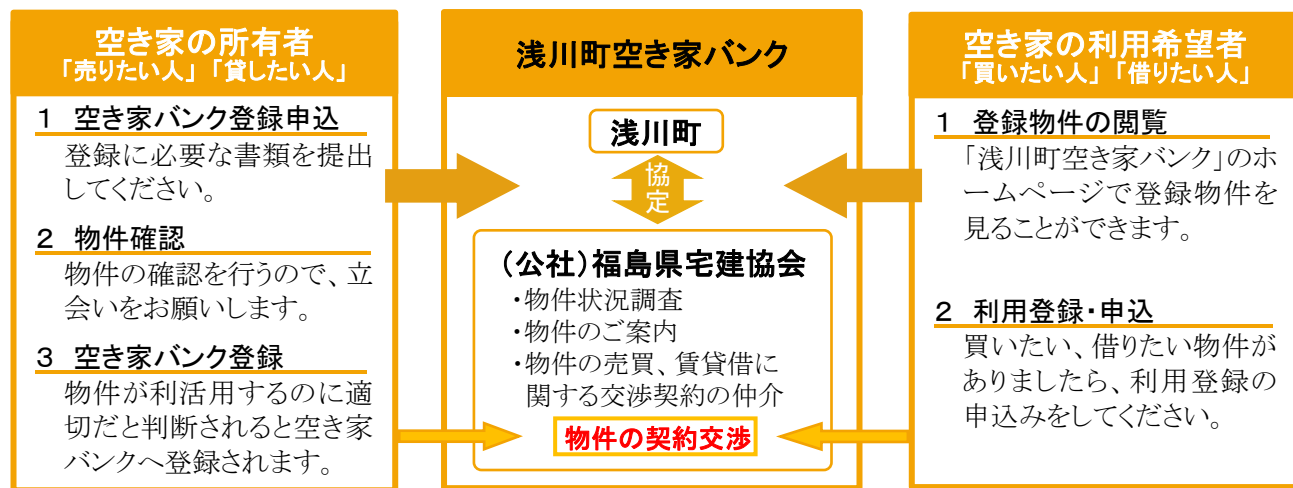
## 活用

空き家バンクとは、空き家の情報を町のホームページ等で公開し、空き家を買いたい(借りたい)人に紹介する制度です。空き家をお持ちの方や、今後空き家になる予定の物件をお持ちの方は、ご相談ください。

### ※注意事項

- ・不動産取引を行うためには、土地と物件の所有者(登記)を整理しておく必要があります。整理できていない場合は登録できません。
- ・現地調査の結果、傷みの激しい空き家は登録をお断りする場合があります。

### 浅川町空き家バンク登録及び利用の流れ



お問い合わせ 企画商工課 TEL 0247-36-2815